

発議案第1号

令和3年 6月17日

木古内町議会  
議長 又地 信也 様

提出者 木古内町議会議員 手塚 昌宏  
賛成者 木古内町議会議員 吉田 裕幸  
賛成者 木古内町議会議員 平野 武志

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

## 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則

木古内町議会会議規則（昭和62年9月29日木古内町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第3項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。